

高山市職員の旅費に関する条例の概要について

1. 経緯

昨今の社会経済情勢の変化により宿泊料金が高騰している状況などを踏まえ、国では実態に応じた旅費の支給ができるよう令和6年5月に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正し、令和7年4月1日より施行されている。市においても、国の法律改正等を踏まえ、旅費の見直しを行う。

2. 主な改正内容

(1) 宿泊費（第12条）

- ・「宿泊料」を「宿泊費」に名称を改め、定額支給から実費支給（上限付き）とする。
- ・支給区分を4区分（外国は3区分）から2区分とする。
- ・実費支給の上限額は、内国は都道府県別、外国は国・地名（都市）別とする。

<改正前>

定額支給

[内国の場合（全国一律）]

市長等：13,100円、7級等：11,600円、5級：11,100円、4級等：10,600円

[外国の場合（指定都市別又は地域（アジア、北米など）別）]

市長等：13,500円～22,500円、7級等及び5級：11,600円～19,300円、

4級等：9,700円～16,100円

※市長等は、特別職、議員等をいう。

※級は級別基準職務表（市給与条例）に定められている級

<改正後>

実費支給（上限付き）

[内国の場合の上限額（都道府県別）]

市長等：11,000円～27,000円、市長等以外：8,000円～19,000円

都道府県別の上限額

都道府県	実費支給の上限額	
	市長等	市長等以外
埼玉、東京、京都	27,000円	19,000円
福岡	25,000円	18,000円
千葉	24,000円	17,000円
神奈川、新潟	22,000円	16,000円
香川	21,000円	15,000円
熊本	20,000円	14,000円
北海道、岐阜、大阪、広島	18,000円	13,000円
山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	17,000円	12,000円
青森、秋田、茨城、富山、長野、愛知、滋賀、奈良、和歌山、高知、佐賀、長崎、大分、沖縄	15,000円	11,000円
宮城、山形、栃木、群馬、福井、岡山、徳島、愛媛	14,000円	10,000円
岩手、石川、静岡、三重、島根	13,000円	9,000円
福島、鳥取、山口	11,000円	8,000円

※上限額は「国家公務員等の旅費支給規程」に定める額を適用

[外国の場合の上限額（国・地名（都市）別）]

市長等：9,000円～65,000円、市長等以外：8,000円～59,000円

（最高：アメリカ・ボストン 最低：インドネシア・メダン）

(2) 包括宿泊費【新設】（第13条）

- ・移動及び宿泊が一体となった旅行（いわゆるパック旅行）に対して実費支給（上限付き）を可能とする。なお、実費支給の上限額は、鉄道賃等の交通費（実費）と宿泊費の上限額の合計額とする。

(3) 宿泊手当【新設】（第14条）

- ・宿泊する際の夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費として1泊あたりの定額を支給する。（内国は全国一律2,400円、外国は国別に3,900円～5,400円）
- ・宿泊代に、朝食代又は夕食代が含まれている場合は1,600円に、朝食代及び夕食代の両方が含まれている場合は800円に減額し支給する。

<支給例>

[内国の場合の定額] 宿泊料金のみ（素泊まり）：2,400円
夕食代又は朝食代込み：1,600円
夕食代及び朝食代込み：800円

(4) その他種目

改正前		改正後	
種目	支給方法等	種目	支給方法等
鉄道賃	実費支給 ・特別急行料金等の距離による支給要件有	鉄道賃	実費支給 ・特別急行料金等の距離による支給要件を撤廃 (第8条)
車賃	実費支給	その他の交通費 [名称変更]	実費支給 (第11条)
移転料	定額支給 (遠距離地等に赴任する際の転居費)	転居費 [名称変更]	実費支給 (第15条)
着後手当	定額支給 (遠距離地等に赴任する際の転居に必要な滞在費)	着後滞在費 [名称変更]	実費支給 (第16条)

3. 施行日

令和8年4月1日